

## 国際日本文化研究センター助教選考にかかわる申合せ

平成元(1989)年7月6日 決 定  
令和4(2022)年3月4日 最終改正

国際日本文化研究センター助教の採用に当たり、以下のとおり申し合わせる。

- 1 所長は、助教の選考の必要が生じた場合は、助教候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設けて候補者を選考させるものとする。

助教の採用にかかわる決定は運営会議の議を経て、所長が行う。

- 2 選考委員会は次の各号に掲げる委員により組織する。
  - (1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから 1名
  - (2) 専任の教授及び准教授 4名
- 3 前項の委員は所長が指名する。
- 4 選考委員会に委員長を置く。  
委員長は、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 助教候補者の選考は公募によるものとする。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教員の意見を聴くことができる。

### 附 則

この申合せは、平成13年7月19日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成24年12月21日から施行する。

### 附 則

この申合せは、令和4(2022)年4月1日から施行する。